

国 部 整 契 第 1 5 7 号
国 部 整 技 管 第 2 2 号
国 部 整 営 計 第 3 3 号
平 成 2 6 年 5 月 2 6 日

本局各部各課（室）長 殿
各事務所（管理所）長 殿

総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長
（ 公 印 省 略 ）

「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」の一部改正について（通知）

標記について、平成26年5月16日付国地契第7号、国官技第28号、国営計第17号及び国北予第11号で、大臣官房地方課長、大臣官房技術調査課長、大臣官房営繕部計画課長及び北海道局予算課長から別紙のとおり通知があったので、通知する。

国 官 地 第 7 号
国 官 技 第 2 8 号
国 営 計 第 1 7 号
国 北 予 第 1 1 号
平成26年5月16日

各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長 あて
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

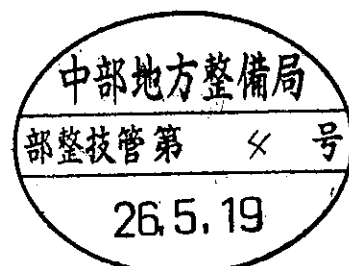
「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」の
一部改正について

工事現場における施工体制の点検については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号。以下「体制確保通達」という。）及び「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号。以下「運用通達」という。）等に基づき実施しているところである。

今般、建設業者の社会保険等未加入対策について、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号）等に基づき取扱うこととしたことを踏まえ、運用通達の一部を下記のとおり改正し、平成26年8月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、体制確保通達及び運用通達については北海道開発局にも適用することとする。

記

運用通達別紙－1を別添のように改める。



施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

別紙ー1

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
Ⅰ 監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務付けられている監理技術者の専任を把握。	①監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前 工事着手前	＜ステップ1＞ 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。
		②同一性の把握	配置予定技術者※1、通知による監理技術者※2、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。 監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前 工事着手前	＜ステップ2＞ さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 ＜ステップ3＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。 打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。 （把握結果は、別紙ー2「一括下請負に関する点検要領」の別紙ー3の2に反映する）	工事施工中 1（回／月）程度 工事施工中 打合わせ時	＜ステップ1＞ 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
Ⅱ 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	④施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることが記載されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	＜ステップ1＞ 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑤施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。 （例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認） 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 1（回／月）程度 工事施工中 当初及び変更時	
		⑥施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。 （別紙ー2「一括下請負に関する点検要領」により点検）	工事中1回以上 （工事初期等）	＜ステップ1＞ 別紙ー3「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」にある点検項目について把握する。 ＜ステップ2＞ 一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知し、建設業許可部局と協同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。
Ⅲ その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	＜ステップ1＞ 不適切な場合は是正を求める。
		⑧建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	＜ステップ1＞ 不適切な場合は是正を求める。
		⑨建退協制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑩労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	

※1：競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者
※2：工事下請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者

国官地第23号
国官技第69号
国営計第80号
平成13年3月30日

各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
）あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

工事現場における施工体制の点検要領については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）において通知したところであるが、点検要領のうちの「現場における施工体制の把握」については、下記により運用されたい。

記

1. 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙－1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙－2「一括下請負に関する点検要領」によること。
2. 施工体制の把握結果の整理は、別紙－3「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。
3. 主任監督員は施工体制の把握結果を、技術検査時に技術検査官に提示すること。
4. 別紙－2による一括下請負の判定は当面、主任監督員、担当副所長、担当課長等の合議により行うこと。
5. 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっていることの周知を図ること。

施工体制の把握における留意点

1. 監理技術者の常駐の把握

夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況、連絡体制を把握する。

2. 施工体制台帳及び施工体系図に係る記載内容に関する留意点

- ① 掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国総建第 84 号）に基づき作成したものを原則とする。
- ② 提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号）により作成したものとす。この場合にあつては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約（一次下請負人となる場合のみ）に関して必要事項を記載するよう求める。
- ③ 請負契約が単価契約である場合は、その旨を記載するよう求める。
- ④ 施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量総括表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める（ただし、詳細になりすぎないように留意する。）。

3. 施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れ等に関する連絡

施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、契約担当官、建設業許可部局に連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求める前に契約担当官、建設業許可部局に連絡すること。

- ① 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があつた場合。
- ② 一次下請負人の記載漏れがあつた場合。
- ③ 二次下請より下位の下請負人にあつては、契約期間が 1 ヶ月以上かつ契約金額が 500 万円以上の下請負人の記載漏れがあつた場合。
- ④ 上記②③については、記載すべき事項が生じてから概ね 1 ヶ月を経過した後適用する。

4. 施工体系図等の工事現場での掲示

維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることを把握。

5. 共同企業体における配置技術者

共同企業体の場合は、全ての構成員で監理技術者又は主任技術者が配置されていることを把握。

（参考：「直轄工事における共同企業体の取扱について」平成 9 年 8 月 8 日付け建設省厚契発第 33 号）

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

別紙-1

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
Ⅰ 監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務づけられている監理技術者の専任を把握。	① 監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前 工事着手前	＜ステップ1＞ 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。 ＜ステップ2＞ さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 ＜ステップ3＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		② 同一性の把握	配置予定技術者 ^{※1} 、通知による監理技術者 ^{※2} 、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。 監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前 工事着手前	
		③ 常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。 打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。 （把握結果は、別紙-2「一括下請負に関する点検要領」の別紙-3の2に反映する）	工事施工中 1（回／月）程度 工事施工中 打合わせ時	＜ステップ1＞ 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
Ⅱ 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	④ 施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	＜ステップ1＞ 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑤ 施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。 （例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認） 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 1（回／月）程度 工事施工中 当初及び変更時	
		⑥ 施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。（別紙-2「一括下請負に関する点検要領」により点検）	工事中1回以上 （工事初期等）	＜ステップ1＞ 別紙-3「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」にある点検項目について把握する。 ＜ステップ2＞ 一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知し、建設業許可部局と協同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。
Ⅲ その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦ 工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	＜ステップ1＞ 不適切な場合は是正を求める。
		⑧ 建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	＜ステップ1＞ 不適切な場合は是正を求める。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑨ 建退協制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	
		⑩ 労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	

※1：競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者
※2：工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者

別紙－2

一括下請負に関する点検要領

1. 趣旨

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

2. 点検の方法

1) 通達「一括下請負の禁止の徹底について」(平成13年3月30日付け国総建第81号)において一括下請負に該当するとされている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出する。

2) 一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について実施する。

3) 一括下請負に関する点検は、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。

4) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事全てについて点検する。

5) 施工体制、実質関与等については、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してよい。

・重点点検対象工事

- a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事
- b. 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請にある工事
- c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事
- d. 低入札価格調査対象となった工事
- e. その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事

6) 重点点検対象工事においては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。

7) 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。

8) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。

9) 主任監督員は、点検の結果を、様式に記録し、工事検査時に工事検査官に提示する。

10) 記録様式は、別紙－3の2「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を参考とする。

3. 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

1) 監理技術者等の専任がないことの事実を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。

2) 元請の実質関与に関しては、別紙－3の3を参考に以下の項目等について点検する。

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ①技術者専任 | ②発注者との協議 | ③住民への説明 |
| ④官公庁等への届け出等 | ⑤近隣工事との調整 | ⑥施工計画 |
| ⑦工程管理 | ⑧出来型品質管理 | ⑨完成検査 |
| ⑩安全管理 | ⑪下請けの施工調整及び指導監督 | |

3) 別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を用いての点検の結果、

- ・ア.; 全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
- ・イ.; ア.、ウ.以外。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
- ・ウ.; 全項目で△または×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。

4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙－2－1「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。

5) 別紙－2－1は、判定の目安であるので以下のような場合は、これらの要素も加味して別途、判定する。

- ・当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
- ・一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合

等

紛らわしいケースでの判定の目安

別紙— 2 — 1

ケース内容	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4 (下請の一括下請負)
	主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース。	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請と一次下請の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース。	下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース
元請負の実質関与の状況(点検結果) *	★ 元請(管理業務) 一次下請(主たる部分を請負。直営施工なし) 二次下請(実質施工) 二次下請 一次下請(従部分)	★ 元請(管理業務) 一次下請A(工事量:大) 二次下請 一次下請B(工事量:小) 二次下請	★ 元請A 一次下請C 二次下請 二次下請 元請B 一次下請C 二次下請 二次下請	★ 元請 一次 二次 三次(実質施工) 一次 二次 三次(実質施工) 役割分担不明
ア(全体実施) 総合的な企画・調整等全体を実施。	○元請のみ実質関与。 ① ☐ × 一次下請の業務が不明確で介在が不適切と判定。 ○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ② ☐ ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検。	① ☐ ○ 但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検。	点検結果に関わらず要件に合致すれば… 一括下請負の疑義有	①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 ☐ ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ①-2 ☐ × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② ☐ ×
イ(部分実施) 総合的な企画・調整等を部分実施。	③ ☐ × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。	② ☐ × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定。		
ウ(関与していない) 総合的な企画・調整等を実施していない。	ケースに関わらず一括下請負の疑義有			

* 元請けの実質関与に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

- | | | | |
|------------|-----------|------------------|--------------|
| ① 技術者専任 | ② 発注者との協議 | ③ 住民への説明 | ④ 官公庁等への届け出等 |
| ⑤ 近隣工事との調整 | ⑥ 施工計画 | ⑦ 工程管理 | ⑧ 出来型品質管理 |
| ⑨ 完成検査 | ⑩ 安全管理 | ⑪ 下請けの施工調整及び指導監督 | |

別紙－2－1「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

●全体

- * 1) ○印；一括下請負の疑義がない工事
×印；一括下請負の疑義がある工事
- * 2) 直営施工；主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

●ケース1

- * 3) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる(以下のケースでも同様)。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- * 4) 「専門工種」；「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- * 5) ②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど(発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど)②とは考えにくい。

●ケース3

- * 6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」：
異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を越える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

●ケース4

- * 7) ケース1からケース3が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙2－1のケース4に例示した施工体系の場合は、一般に①－2もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース4の①－1に該当する場合としては、例えばケース1の②における一次下請負人が相当する。
- * 8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。
なお、専任は、請負金額が2,500万円(建築一式工事では5,000万円)以上の工事について必要である。

別紙－３の１

工事現場における施工体制の把握表

○工事概要

工 事 名					
工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
請負金額	元 請	千円	一次下請総額	千円	
請負会社名					
監理技術者					
主任監督員					

○工事着手前の把握

実施日：平成 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把握欄
①監理技術者資格者証の把握		
②同一性の把握		
⑦工事カルテの登録の把握		
所 見		

○工事施工中〔１回〕の把握

実施日：平成 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把握欄
⑧建設業許可を示す標識		
⑨建退協制度に関する掲示		
⑩労災保険に関する掲示		
所 見		

○工事実施中〔当初及び変更時〕の把握

④施工体制台帳

当初・変更時	把 握 日	把握欄	所 見
当 初			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			

1. 把握表の記載は主任監督員が行う。
2. 把握欄には、専任状況等について把握した結果を○又は×で記入する。
3. 各所見欄は、疑義又は不適切の内容について記載する。
4. 施工体制台帳及び施工体系図の把握の変更時とは、体制の変更時であり、設計変更時ではない。
5. 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。

様式

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-1）

別紙-3の2-1

No.	点検項目	内容	点検日	年月日	年月日	年月日	年月日
1	一般事項						
2	局名						
3	工事名						
4	元請負会社名						
5	業種/ランク						
6	主たる部分（最大工事費の工種）						
7	請負金額（百万円）						
8	契約年月日						
9	予定工期						
10	一次下請数						
11	一次下請数（警備除）						
12	点検項目	説明					
13	元請負人に着目した点検	主に元請負人の一括下請負についての点検					
14	一般事項						
15	監理技術者の専任（①OK、②疑義、③問題）	②は頻度増、重点調査対象、③は通知。番号及び点検日記入					
16	元請の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する16以下の調査不要（下請に関する調査は必要）					
17	二次下請負契約金額合計（百万円）						
18	元請実施額（元請契約額-下請額計、百万円）						
19	元請実施割合（元請実施額/元請契約額）						
20	主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請会社名						
21	上の請負金額（百万円）						
22	上の金額割合（上の金額/元請契約額）						
23	施工体系のパターン特性	以下に該当するパターンの場合、重点調査対象（少なくとも26まで点検）					
24	a. 請負金額が一定額以上かつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を実施（①yes、②no）	①の場合は会社名					
25	b. 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある（①yes、②no）	①の場合は一次下請の会社名					
26	c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在（①yes、②no）	①の場合は会社名及び（当該一次下請の請負金額合計/元請負金額の内少額の方の請負金額）					
27	d. 低入札価格調査対象工事（①yes、②no）	①の場合は会社名					
28	e. その他、調査の必要性を認めた工事（①yes、②no）	①の場合は会社名					
29	施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項						
30	該当一次下請会社名						
31	上記の請負金額（百万円）						
32	上記の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知					
33	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事					
34	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）						
35	元請負人の実質関与	単年度工事の場合、工期中間で1回以上。但し、重点調査対象は頻度を増す。					
36	元請の実質関与（総合的な企画・調整等の業務の実施状況（7.4.4.））	パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙「施工体制の点検表（実質関与）」により点検					
37	元請と主たる部分の施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見	上で、4.又は5の場合、または、紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負の疑義がある工事となる場合等に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。					
38	元請と主たる部分の施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。					
39	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）						

注1）直営施工：主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
注2）本様式は点検に適した形式に変更してよい。

様式

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負－２）

別紙－３の２－２

No.	点検項目	内容	点検日	年月日	年月日	年月日
1	一般事項					
2	局名					
3	工事名					
30	下請負人に着目した点検	少なくとも三次の下請まで点検				
31	管理業務のみと思われる下請負会社の有無（①あり、②なし）	体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無				
32	該当会社の社名					
33	上の下請負次数					
34	上の請負金額（百万円）					
35	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
36	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
37	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査（以下の項目）				
38	該当会社からの再下請会社の数					
39	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入				
40	上の金額割合（下位会社の請負金額/上位会社の請負金額）					
41	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
42	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
43	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
44	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
45	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					
46	（以下は複数社ある場合に使用）					
47	該当会社の社名					
48	上の下請負次数					
49	上の請負金額（百万円）					
50	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
51	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
52	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査（以下の項目）				
53	該当会社からの再下請会社の数					
54	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入				
55	上の金額割合（下位会社の請負金額/上位会社の請負金額）					
56	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
57	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
58	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
59	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
60	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					

注1) 直営施工：主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

別紙-3の3

様式

工事現場における施工体制の把握表（実質関与）

元請負人		主たる部分を行う1次下請人		当該項目に 関する実施 者(注1)
○:実施して △:一部が欠けている ×:ほとんど出来ていない -:判別不能		○:元請に代わって実施。 △:元請の補助として実施。 □:担当分野を実施(項目7,8,10) ×:関与していない -:判別不能、対象外		○:元 △:元+一次 ×:一次
局名				
工事名				
元請負会社名				
主の一次下請負会社名				
請負金額比 (一次下請:)/(元請:)=				
元請負人の実質関与に関する点検事項				
番号	項目	内容	監督・検査での点検事項等	左の判定
1	技術者	・元請負会社に所属している技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された技術者の所属。 ・専任状況。	
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施。	・打ち合わせ、打ち合わせ場、等	
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。 ・住民等からの苦情等について、的確に対応。	・日報、住民からの苦情の内容、等	
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行。 ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施。	・申請書等の内容、等	
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施。	・近隣工事と調整がとれた施工、等	
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握。 ・設計図等の照査を的確に実施。 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案。 ・必要となった修正を適切に実施。	・施工計画書、施工計画打合せ、等	
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮。 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応。 ・災害防止のための臨機な措置を実施。	・施工計画と実際の差等。	
8	出来型・品質管理	・品質確保の体制整備。 ・所定の検査・試験を実施。 ・検査・試験結果を適切に保存。 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施。	・出来型報告書類、品質記録書類、写真、等	(口の場合は、担当分野)(注2)
9	完成検査	・下請施工分の完成検査。	・点検時にアテリング、元請の出来形管理資料、等	(口の場合は、担当分野)(注2)
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持。 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検。 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導。	・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況、等	(口の場合は、担当分野)(注2)
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導。 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導。 ・施工体制台帳、体系図の整備。	・現場の施工状況、下請負からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳、等	
12	総合判定	○の数 △の数 ×の数 判定(注3)		

注1) 元請 下請 実施者
 ○ × ○
 × ○、□ ×
 △ △、□ △
 ○ □ ○
 ○ ○ ○、△
 元請が実施(一次は実施していない)。
 実質的に一次が実施。
 元請と一次下請で実施。
 7,8,10のみ、ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検。
 あり得ないケース

注2) 元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工種に係る業務のみを実施している場合は口。

注3) 判定
 7.全て○:元請負は実質関与していた。
 4,7以外:元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。
 9.全項目で△または×:-一次下請が元請が行うべきことを実施していた。(元請の一括下請として通知)

注4) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

(参考)

施工体制の把握に関する法令等

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
- 建設業法、同施行令、同施行規則
- 工事請負契約書に基づく共通仕様書
- 労働者災害補償保険法施行規則
- 「建設労働者の福祉の充実について」
(平成 5 年 8 月 10 日付け建設省経労発第 73 号)
- 「工事現場における適切な施工体制の確保等について」
(平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 22 号、国官技第 68 号、国営計第 79 号)

(参考)土木工事における監理技術者の専任制、施工体制台帳等の法律等の掲載

確認内容	適正化法	建設業法	工事請負契約書	現場説明書 共通仕様書	「建設労働者の福祉の充実について」通知 (H5.8.10発→業団体の長) 労働者災害補償法施行規則
① 監理技術者資格者証 ② 監理技術者の同一性	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号	第26条第4項 専任の者でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。 第26条第5項 発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。 第26条第6項 特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額(3,000万円)以上となる場合には、監理技術者を置かなければならない。 第26条第7項 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの(5,000万円以上)については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。 (※建築一式工事の場合、5,000万円以上)	第10条(現場代理人及び主任技術者等) 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。 一 現場代理人 二 (A) 主任技術者 三 (B) 監理技術者	項及び共(指導事項)(2)三 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。	
③ 監理技術者等の専任	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号	第26条第3項 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの(5,000万円以上)については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。 (※建築一式工事の場合、5,000万円以上)	第12条(工事関係者に関する措置請求) 甲又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請人、労働者等で工場の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	項(指導事項)(2)二 専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に就任して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。	
④ 施工体制台帳	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号	第24条第7第1項 下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上(5,000万円以上)となる場合は、建設省で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場毎に備え置かなければならない。(※建築一式工事の場合、4,500万円以上) 第24条第7第2項 下請人は、その預け負った建設工事を他の建設業者営む者に預け負わせたときは、建設省で定める事項を特定建設業者に通知しなければならない。 第24条第7第3項 発注者から請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳を、発注者の閲覧に供しなければならない。	第7条(下請人の通知) 甲は、乙に対して、下請人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。	共1-1-13 建設省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置けるとともに、監督職員に提出しなければならない。	
⑤ 施工体系図	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号	第24条第7第4項 施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事における各下請人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。 規則第14条の4第3項 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 請負契約及び下請負契約に係る書面の写し 第26条第1項 建設業者は、その預け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者(主任技術者)を置かなければならない。	第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は預け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りでない。	共1-1-13 建設省令の定めに従って、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、施工体系図を所定の様式により、監督職員に提出しなければならない。	
⑥ 施工体制の把握 (一括下請負)	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号	第22条 建設業者は、その預け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に預け負わせてはならない。(適正化法第12条により公共工事については発注者が承認することはない。) 法第28条第1項第4号 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号に該当する場合は必要な指示をすることができる。 四 建設業者が第22条の規定に違反したとき。 法第40条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、建設省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業者の名称、一般建設業者又は特定建設業者の別その他建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。			
⑦ 建設業許可を示す標識	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号				
⑧ 工事カルテの登録の把握	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号				共1-1-7 請負者は、発注時又は変更時において工事請負代金額が2,500万円以上の工事について、業務情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・発注時に工事業務情報として工事カルテを作成し監督職員の確認を受けたうえ、発注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に(附)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。
⑨ 建設業許可に関する標識の把握	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号 第67条第1項第1号 第68条第1項第1号 第69条第1項第1号 第70条第1項第1号 第71条第1項第1号 第72条第1項第1号 第73条第1項第1号 第74条第1項第1号 第75条第1項第1号 第76条第1項第1号 第77条第1項第1号 第78条第1項第1号 第79条第1項第1号 第80条第1項第1号 第81条第1項第1号 第82条第1項第1号 第83条第1項第1号 第84条第1項第1号 第85条第1項第1号 第86条第1項第1号 第87条第1項第1号 第88条第1項第1号 第89条第1項第1号 第90条第1項第1号 第91条第1項第1号 第92条第1項第1号 第93条第1項第1号 第94条第1項第1号 第95条第1項第1号 第96条第1項第1号 第97条第1項第1号 第98条第1項第1号 第99条第1項第1号 第100条第1項第1号				(通達) ……(略)……下記の事項に努めるよう指導方願する。 2. (4) ②工事現場における「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の提示を行うこと。
⑩ 労災保険関係に関する標識の把握	第1条第1項第1号 第2条第1項第1号 第3条第1項第1号 第4条第1項第1号 第5条第1項第1号 第6条第1項第1号 第7条第1項第1号 第8条第1項第1号 第9条第1項第1号 第10条第1項第1号 第11条第1項第1号 第12条第1項第1号 第13条第1項第1号 第14条第1項第1号 第15条第1項第1号 第16条第1項第1号 第17条第1項第1号 第18条第1項第1号 第19条第1項第1号 第20条第1項第1号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号 第23条第1項第1号 第24条第1項第1号 第25条第1項第1号 第26条第1項第1号 第27条第1項第1号 第28条第1項第1号 第29条第1項第1号 第30条第1項第1号 第31条第1項第1号 第32条第1項第1号 第33条第1項第1号 第34条第1項第1号 第35条第1項第1号 第36条第1項第1号 第37条第1項第1号 第38条第1項第1号 第39条第1項第1号 第40条第1項第1号 第41条第1項第1号 第42条第1項第1号 第43条第1項第1号 第44条第1項第1号 第45条第1項第1号 第46条第1項第1号 第47条第1項第1号 第48条第1項第1号 第49条第1項第1号 第50条第1項第1号 第51条第1項第1号 第52条第1項第1号 第53条第1項第1号 第54条第1項第1号 第55条第1項第1号 第56条第1項第1号 第57条第1項第1号 第58条第1項第1号 第59条第1項第1号 第60条第1項第1号 第61条第1項第1号 第62条第1項第1号 第63条第1項第1号 第64条第1項第1号 第65条第1項第1号 第66条第1項第1号				